

家庭ごみ有料化制度について

1 家庭ごみ有料化制度の概要

(1) 家庭ごみ有料化とは

家庭ごみ有料化は、市町村が家庭ごみの処理についての手数料を徴収する制度であり、経済的なインセンティブ（動機づけ）を活用して、ごみの減量を図るものである。

具体的には、ごみの排出に用いる指定袋やシールを、ごみ処理費用の一部を含んだ価格で販売することで、ごみ処理手数料を徴収する方法が一般的である。

※本市における現在の指定袋制について

- ・分別排出の徹底や収集作業の効率性と安全性の確保を目的として、平成 11 年度から導入している。
- ・指定袋は、市が製造業者を認定し、自由な流通形態のもとで販売されているが、指定袋の販売価格は袋本体のみの価格で、ごみ処理費用が含まれていないため、家庭ごみ有料化には該当しない。

(2) 国の基本方針

廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の中で、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進することを明確化している。

国の基本方針

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（一部抜粋）

三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

2 国民、事業者、地方公共団体及び国の役割

(3) 地方公共団体の役割

…経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。

(3) 全国市町村等の実施状況

全国市区町村の実施状況（平成27年4月現在）

	総数	有料化実施	有料化実施率
市区	813	457	56.2%
町	745	518	69.5%
村	183	119	65.0%
市区町村	1,741	1,094	62.8%

千葉県内の実施状況（平成27年4月現在）

	総数	有料化実施	有料化実施率
市	37	20	54.1%
町	16	13	81.3%
村	1	1	100.0%
市町村	54	34	63.0%

※家庭系可燃ごみの有料化が対象

出典) 山谷修作(東洋大学教授)ホームページ

「全国市区町村の家庭ごみ有料化実施状況(2015年4月現在)」

2 本市における位置付け

平成 26 年 12 月の本審議会答申を踏まえて、平成 27 年 5 月に改定した「市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」において、目標を達成するための施策として、概ね 5 年間に重点的に実施すべき事項の一つに「家庭ごみ有料化制度の導入の推進」を位置づけた。

答 申

「市川市廃棄物減量等推進審議会 答申（平成 26 年 12 月）」（抜粋）

2 さらになるごみの減量・資源化に向けた施策のあり方

（4）経済的手法の活用

① 家庭ごみ有料化制度の導入

家庭ごみ有料化制度は、ごみ処理に対する意識改革につながり、費用負担を減らそうとする経済的な動機づけが働くことにより、ごみの排出抑制や分別を促進するとともに、ごみ処理費用の負担の公平性を高めていくために有効な手段と考えられ、当審議会の過去の答申においても、制度導入を推進する内容が含まれている。

家庭ごみ有料化を進めるには様々な問題があるが、市川市はごみの最終処分を市外に依存しており、ごみ減量・資源化の努力が強く求められること、また、概ね 10 年後には多大な費用を必要とするクリーンセンターの施設更新が必要であり、少子高齢化に伴い財政状況が厳しさを増すなかで、ごみ処理・資源化を安定的に進めていくための財源確保も求められる状況にある。

このような市川市のごみ処理を取り巻く状況を踏まえると、家庭ごみ有料化制度の導入について具体的に取り組む時期に来ていると考えられることから、制度を導入する方向で検討を進めていくべきである。

基本計画

「市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 27 年 5 月）」（抜粋）

第 4 章 目標を達成するための施策

4-3 発生抑制・排出抑制プラン

（5）経済的手法の活用

① 家庭ごみ有料化制度の導入の推進

家庭ごみの有料化は、ごみ処理に対する意識の改革につながり、ごみ減量と分別を促進し、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性を高めていく上で有効な手段であることから、燃やすごみ等を対象にした制度の導入を進めます。

なお、制度導入にあたっては、制度の内容に加えて、本市におけるごみ減量や家庭ごみ有料化の必要性を市民に分かりやすく説明していきます。

3 家庭ごみ有料化制度の主な検討事項（案）

（1）対象品目

12 分別収集している家庭ごみの品目のうち、有料化の対象とする品目を検討する。

なお、検討にあたっては、本市における有料化の目的、期待する効果、収集方法等を考慮する必要がある。

家庭ごみの分別区分と収集方法

分別区分		出し方	収集場所
ごみ	① 燃やすごみ	指定袋	ごみ集積所
	② 燃やさないごみ	指定袋	ごみ集積所
	③ 有害ごみ	透明の袋	
	④ 大型ごみ（有料）	事前申込み・大型ごみ処理券を貼る	（戸別収集）
資源物	⑤ ビン	指定袋又は透明・半透明の袋	ごみ集積所
	⑥ カン	指定袋又は透明・半透明の袋	
	⑦ 新聞	品目別に ひもで縛る （雑がみは紙袋で排出可）	ごみ集積所
	⑧ 雑誌（雑がみを含む）		
	⑨ ダンボール		
	⑩ 紙パック		
	⑪ 布類	透明・半透明の袋	
⑫ プラスチック製容器包装類 （ペットボトルを含む）	指定袋	ごみ集積所	

※「収集場所」が1枠にまとめられているものは、同じ車で収集しています。

(2) 手数料の徴収方法

手数料の徴収方法は、指定袋の販売による方式（指定袋制）とごみ袋等に貼り付けるシールの販売による方式（シール制）が考えられる。

なお、有料化を実施している県内の市は全て指定袋制である。

手数料の徴収方法の比較

	指定ごみ袋	シール
取扱いやすさ	<p>収集する際に、排出されている一般廃棄物の量を確認することが容易である。</p> <p>まとまると重くなり、かさばるために取扱いにくくなる。</p>	<p>ごみ袋に入らない大きさや形の廃棄物を排出する場合にも使用することができる。</p> <p>収集する際に、排出されている一般廃棄物の量を確認することが比較的困難である。</p> <p>小さいために取扱いは容易である一方、紛失しやすいものと考えられる。</p>
必要な対応	<p>ごみの種類毎に手数料の料金水準を変える場合には、排出及び収集する際に容易に確認できるように、ごみ袋の表示や色などについて工夫が必要である。</p> <p>なお、排出抑制効果を得るためには、複数の大きさのごみ袋を用意し、より容量の小さいごみ袋に移行するインセンティブを付与することが重要である。</p>	<p>ごみの種類毎に手数料の料金水準を変える場合には、排出及び収集する際に容易に確認できるように、シールの表示や色などについて工夫が必要となる。</p> <p>なお、排出抑制効果を得るためには、複数の大きさに対応したシールを用意し、より容量の小さいごみ袋に移行するインセンティブを付与することが重要である。</p>
市場への影響	<p>既存のごみ袋の市場への影響について考慮する必要がある。</p>	<p>既存の市場への影響は少ないと考えられる。</p>
レジ袋の扱い	<p>レジ袋をごみ袋として活用できないため、レジ袋で排出することを防止するなど取扱いを検討する必要がある。</p>	<p>レジ袋をごみ袋として利用することも可能な場合がある。</p>
主な採用実績 参考9参照	<p>排出量単純比例型 排出量多段階比例型 一定量無料型 負担補助組合せ型</p>	<p>一定量無料型 負担補助組合せ型</p>

(出所) 財団法人東京市町村自治会編 (2002) 『家庭ごみ有料化導入ガイド』日報出版を基に作成

出典) 一般廃棄物処理有料化の手引き (平成 25 年 4 月 環境省)

(3) 手数料の料金体系

手数料の料金体系については、主に「排出量単純比例型」と「一定量無料型」がある。

検討にあたっては、ごみ減量・資源化への効果、住民の分かりやすさ、制度運用面等から比較する。

なお、家庭ごみ有料化を実施している市町村の大半は排出量単純比例型を採用している。

また、千葉県内の実施市町村では、野田市と君津市を除いて排出量単純比例型を採用している。(君津市は平成 28 年 4 月より排出量単純比例型へ移行予定)

料金体系の特徴

	料金体系図	料金体系の仕組み	利 点	欠 点
① 排出量単純比例型		<p>排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量にかかわらず一定である。例えば、ごみ袋毎に一定の手数料を負担する場合には、手数料は、ごみ袋一枚当たりの手数料単価と使用するごみ袋の枚数の積となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・制度が単純でわかりやすい。 ・排出者毎の排出量を管理する必要がなく、制度の運用に要する費用が他の料金体系と比べて安価である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・料金水準が低い場合には、排出抑制につながらない可能性がある。
② 一定量無料型		<p>排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。例えば、市町村が、ごみの排出に必要なごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入するという仕組みである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・費用負担が無料となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を抑制するインセンティブ（動機付け）が働きにくい。 ・排出者毎の排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用のごみ袋の配布のための費用）が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。

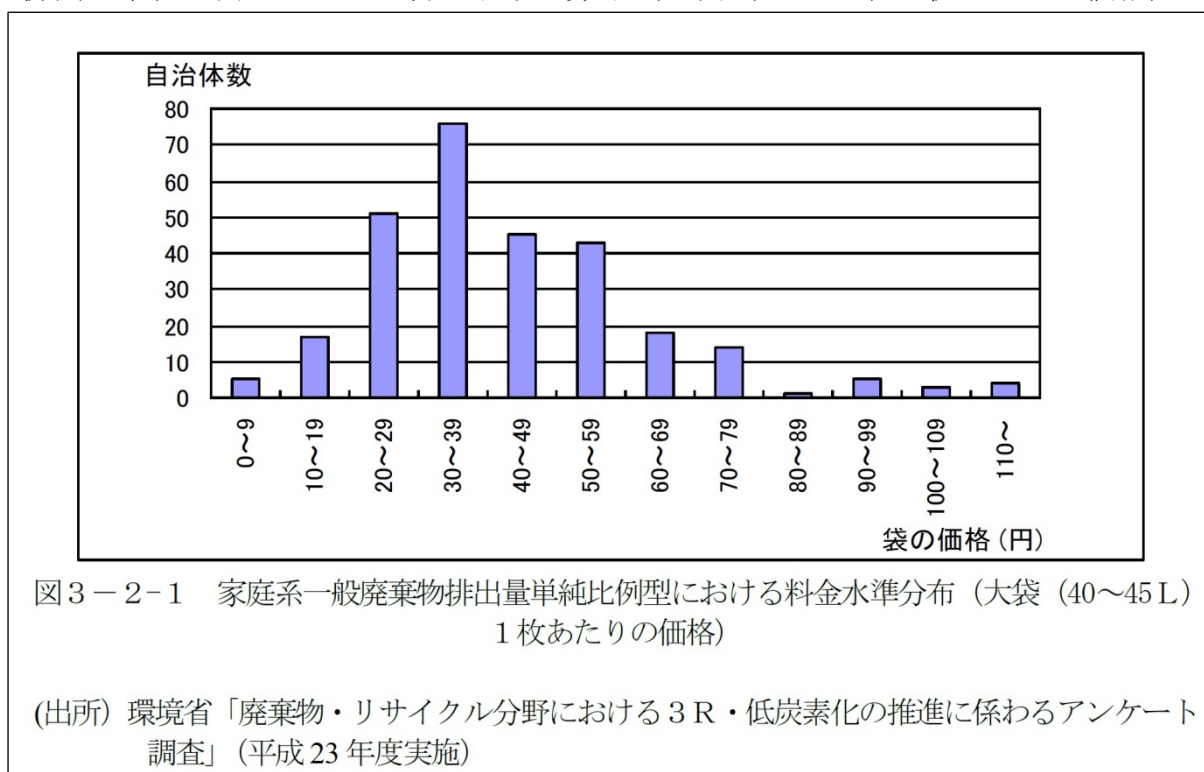
出典) 一般廃棄物処理有料化の手引き (平成 25 年 4 月 環境省)

(4) 手数料の料金水準

料金水準の検討にあたっては、以下の事項を考慮する。

- ・ ごみ減量・資源化への効果
- ・ 住民の受容性
- ・ 他市の料金水準
- ・ ごみ処理費用に対する負担割合 等

排出量単純比例型における料金水準の分布（大袋（40～45ℓ）1枚あたりの価格）



出典) 一般廃棄物処理有料化の手引き (平成25年4月 環境省)

(5) 手数料の減免等

家庭ごみ有料化を実施する場合は、排出量に応じた手数料負担が原則であるが、減量努力が及ばないごみ、有料化の対象としてなじまないごみ等については、減免等の対応を検討する。

例) 乳幼児等の紙おむつ、ボランティア清掃によるごみ、剪定枝など

(6) 家庭ごみ有料化の導入にあたっての留意事項

- ア 市民への周知
- イ 不適正排出・不法投棄への対応
- ウ 手数料の用途・活用方法の明確化
- エ その他